

2020年度「京都新聞福祉活動支援」要項

①

公益財団法人京都新聞社会福祉事業団

京都府、滋賀県の地域福祉向上のために活動するボランティアグループや福祉施設、団体などが、事業や活動を強化し、さらなる成果を上げられるように、運営と設備の2部門を設けて助成します。生産や製造、販売、サービス提供などの経済活動は、同時に実施する「工賃増へ向けての取り組み助成」事業で支援します。1件当たりの助成上限額は、運営、設備両部門、工賃増事業ともに50万円です。

対象 京都府・滋賀県内に所在、または同地域を主な活動の場とし、年間を通じて組織的、計画的、継続的に活動、または活動計画のある団体

助成額、申請条件など

運営部門

【活動対象期間】2021年4月1日～2022年3月31日

- ①助成額は1件50万円まで
- ②活動実績および計画が、他団体の模範となり推奨できる内容
- ③地域福祉への貢献が高いもの
- ④2019年度の収支決算書と2020年度の収支予算書を提出してください
- ⑤活動目的の達成に直接関係のない費目は助成対象にしません（旅行、懇親会、飲食など）
- ⑥申請内容が設備の拡充に直接つながるものは対象にしません
- ⑦単一の催し、単発事業は対象にしません

設備部門

- ①助成額は1件50万円まで
- ②緊急を要する設備の整備修繕や、助成により利用者や団体の活動成果が大きく期待できるもの
- ③車両は対象にしません（車両への助成を必要とされている団体は2021年度の「福祉号」贈呈事業に申請してください。8月頃募集予定）
- ④申請物品が複数の場合は、あらかじめ必要優先順位を設定してください
- ⑤2019年度の収支決算書と2020年度の収支予算書を提出してください
- ⑥税込み価格の予算書・見積書、カタログ類などを必ず添付してください
- ⑦修繕の場合は、写真を添付してください（修繕は、申請者が所有する建物、設備であること）

※ 同一団体が、運営と設備の両部門に申請することはできません。

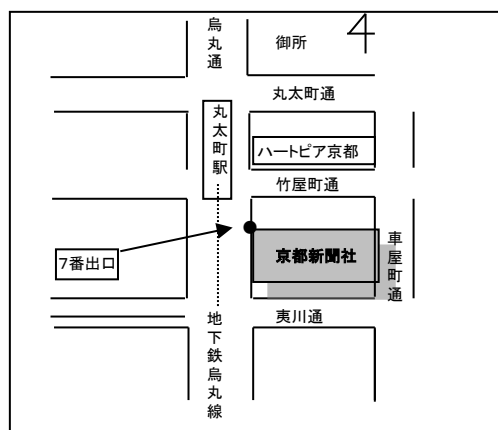
※ 障害のある人の経済活動につながる助成は、「工賃増へ向けての取り組み助成」（福祉活動支援と同時募集）に申請してください。同一団体が福祉活動支援と工賃増の両事業に申請することはできません。

受付期間 2020年12月1日(火)～12月28日(月)
所定の申請用紙に必要事項を記入のうえ、提出してください。

贈呈 2021年3月下旬(予定)

申請受付 〒604-8577 京都市中京区烏丸通夷川上ル 京都新聞社内
公益財団法人 京都新聞社会福祉事業団
「福祉活動支援」係
TEL075-241-6186 FAX075-222-2515

申請書を持参の方は、土・日を除く平日の午前10時から午後5時までに京都新聞社内、社会福祉事業団へ



添付資料

最新の収支決算書などとともに団体の活動内容や施設概要がわかる資料を必ず添付してください。

申請書類について

申請書類は返却できません。提出された個人情報、法令と当事業団「個人情報管理規程」にもとづき管理します。

贈呈後の届け出および返還

申請内容が変更もしくは、達成不可能になった場合は、ただちに事業団に届け出て下さい。また、贈呈後に、申請時の目的と異なって使用されたことが判明した場合は、助成金の返還を求めます。

報告書の提出

助成を受けた団体は、設置完了または対象活動が終了後、報告書を必ず提出していただきます。また、中間報告を求めたり、活動現場の視察を行うこともあります。